



中村太郎税理士事務所
Nakamura Taro Certified Tax Accountant Office

NEWS LETTER

10月の第2月曜日は「体育の日」です。体育の日が制定されたのは、1964年の東京オリンピックの後。10月10日がオリンピックの開会式だったことに由来しています。2020年の東京オリンピックも楽しみですね。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。

10
2015



10月から送付開始、
通知書は確実に受取れますか

地代を支払っている個人全てが
マイナンバー取得の対象ですか？
9月分から厚生年金保険の
保険料率が引き上げられました
都道府県別の新設事業所数と
廃業事業所数

中村太郎税理士事務所

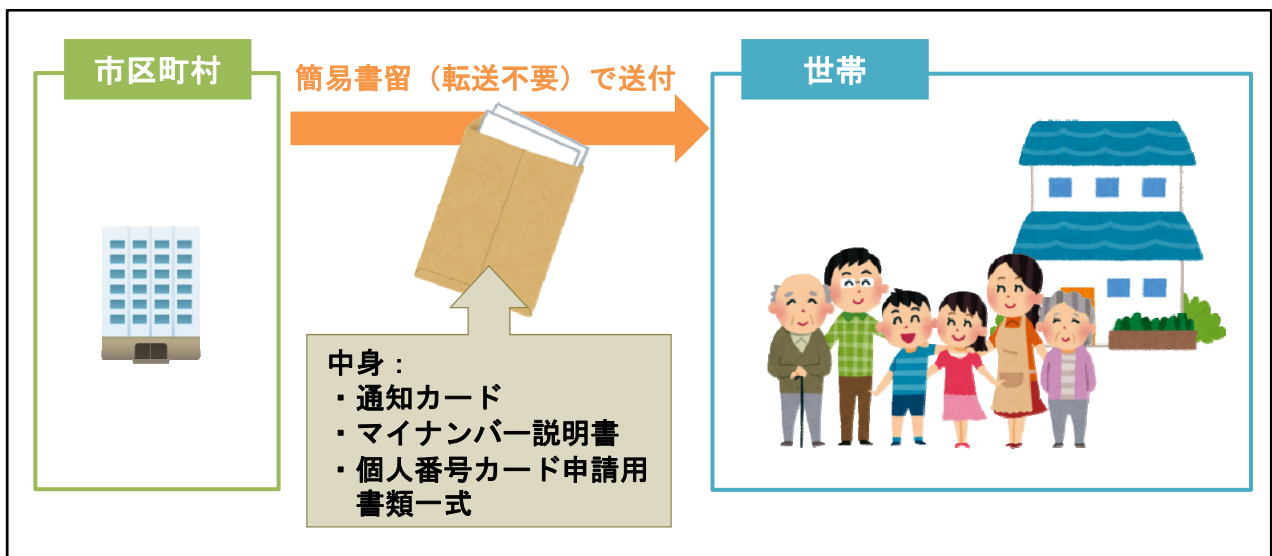
東京都新宿区西新宿3-7-33ミツワバイナリー502
TEL : 03-6302-0475 / FAX : 03-6302-0474

Zeimu information

10月から送付開始、 通知書は確実に受取れますか

10月から順次、個人が住民登録している住所地へ12桁の個人番号（以下、マイナンバー）の通知が発送されます。法人は、13桁の法人番号の通知が登記されている本店所在地へ届きます。

■個人へ届くマイナンバー



10月5日時点で日本に住民票がある個人に対し、各市区町村からマイナンバーの通知書が住民票の住所地へ送付されます。

この場合のポイントは、次の4つです。

- ・住民票の住所地へ届くこと
- ・世帯ごとにまとめて届くこと
- ・簡易書留にて届くこと
- ・転送不要扱いとなって届くこと

事業者から従業員への指導として、引越しをして、住民票の住所地と違う場所に住んでいる場合、住民票の住所地に届いても確実に受取れるかどうかを確認してもらうようにし

ましょう。

たとえば、郵便物は転送処理の手続をしているから大丈夫だろうと思われてしまいますが、この通知書は転送がされませんが、確実に受取れるように、住所地の変更手続をとるよう

に指導しましょう。また、学校通学のため、実家を離れて独りでアパートに住んでいる学生アルバイトがいる場合、大抵、住民票の住所地は実家のままです。通知書は必ず実家で保管・管理してもら

うように、指導しましょう。これらと同時に、全ての従業員に対して、**通知書が届いたら紛失しないように適切な保管を指導**することも大切です。

■法人へ届くマイナンバー

法人へは同時期に、法人番号の通知書が国税庁から『登記上の本店所在地』へ送付されます。納税地ではありませんので、登記上の

本店所在地で通知書が受取れない場合には、管轄の法務局で変更登記の申請手続きを行いましょう。

地代を支払っている個人全てが マイナンバー取得の対象ですか？

給与を支払う従業員の他、地代を支払っている地主さんなどからも、個人番号（以下、マイナンバー）の取得が必要だと聞きました。当社は次の地主さんへ駐車場代を支払っていますが、全ての地主さんからマイナンバーを取得しなければならないのでしょうか。

〔支払金額〕：甲氏→年間12万円（月額1万円）

：乙氏→年間24万円（月額2万円）



事業者は、一定の支払等を行った場合、書類を作成して国へ提出しなければなりません。この書類を「法定調書」といいます。

この法定調書には、相手先のマイナンバーや法人番号（以下、マイナンバー等）を記載する欄が設けてあることから、マイナンバー等の取得が必要となります。

法定調書を提出するか否かの判断は、法定調書の種類によって異なります。特に金額によって判断が異なる代表的な法定調書を、下記に示しました。

ご相談のケースは地代の支払であるため、

〔金額によって判断が異なる代表的な法定調書（一例）〕

書類名	提出義務者	範囲	
		区分	提出範囲
報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書	右記の報酬、料金、契約金及び賞金（以下「報酬、料金等」）を支払った方	外交員、集金人、電力量計の検針人及びプロボクサーの報酬、料金 バー、キャバレー等のホステス、コンパニオン等の報酬、料金	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 50万円 を超えるもの
		広告宣伝のための賞金	
不動産の使用料等の支払調書	右記を支払った法人と不動産業者である一定の個人の方	原稿料、印税、さし絵料、翻訳料、通訳料、脚本料、作曲料、講演料、教授料、著作権や工業所有権の使用料、放送謝金、映画・演劇の出演料、弁護士報酬、税理士報酬、社会保険労務士報酬等	同一人に対するその年中の支払金額の合計が 5万円 を超えるもの
		不動産、不動産の上に存する権利、船舶（総トン数20トン以上、以下同じ）、航空機の借受けの対価や不動産の上に存する権利の設定の対価（以下、不動産の使用料等）等	
不動産等の譲受けの対価の支払調書	右記を取得した法人と不動産業者である一定の個人の方	不動産、不動産の上に存する権利、船舶、航空機（以下、不動産等）	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 100万円 を超えるもの
不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料の支払調書	右記を支払った法人と不動産業者である一定の個人の方	不動産等の売買又は貸付けのあっせん手数料	同一の方に対するその年中の支払金額の合計が 15万円 を超えるもの

※提出範囲の金額には、原則として消費税及び地方消費税を含めますが、明確に区分されている場合には含めなくても問題ありません。

提出する法定調書は「不動産の使用料等の支払調書」です。この提出範囲は、同一の方に対するその年中の支払金額の合計が15万円を超えるものとなります。したがって甲氏からマイナンバーを取得する必要はなく、乙氏のみマイナンバーを取得します。この場合、乙氏の本人確認（番号確認と身元確認）も必要となりますので、ご注意ください。

なお、法定調書へのマイナンバー等の記載は、平成28年1月1日以後の支払等から開始されます。取得する必要のある方へのアナウンス等、準備をはじめましょう。

9月分から厚生年金保険の 保険料率が引き上げられました

平成16年に行われた年金制度の改正により、厚生年金保険の保険料率は平成29年まで毎年9月に0.354%ずつ引き上げられることになっています。

平成27年9月分からの厚生年金保険料額

厚生年金基金加入員を除いた一般の被保険者における、平成27年9月分からの厚生年金保険料率は17.828%、労使折半で8.914%ずつ負担します。具体的な保険料額は、下表のとおりです。なお、協会けんぽの健康保険料率については変更ありません。

表 平成27年9月分からの厚生年金保険料額表(単位:円)

等級月	標準報酬		報酬月額		全額折半額	
	額	日額	円以上	円未満	17.828%	8.914%
1	98,000	3,270	~	101,000	17,471.44	8,735.72
2	104,000	3,470	101,000	~ 107,000	18,541.12	9,270.56
3	110,000	3,670	107,000	~ 114,000	19,610.80	9,805.40
4	118,000	3,930	114,000	~ 122,000	21,037.04	10,518.52
5	126,000	4,200	122,000	~ 130,000	22,463.28	11,231.64
6	134,000	4,470	130,000	~ 138,000	23,889.52	11,944.76
7	142,000	4,730	138,000	~ 146,000	25,315.76	12,657.88
8	150,000	5,000	146,000	~ 155,000	26,742.00	13,371.00
9	160,000	5,330	155,000	~ 165,000	28,524.80	14,262.40
10	170,000	5,670	165,000	~ 175,000	30,307.60	15,153.80
11	180,000	6,000	175,000	~ 185,000	32,090.40	16,045.20
12	190,000	6,330	185,000	~ 195,000	33,873.20	16,936.60
13	200,000	6,670	195,000	~ 210,000	35,656.00	17,828.00
14	220,000	7,330	210,000	~ 230,000	39,221.60	19,610.80
15	240,000	8,000	230,000	~ 250,000	42,787.20	21,393.60
16	260,000	8,670	250,000	~ 270,000	46,352.80	23,176.40
17	280,000	9,330	270,000	~ 290,000	49,918.40	24,959.20
18	300,000	10,000	290,000	~ 310,000	53,484.00	26,742.00
19	320,000	10,670	310,000	~ 330,000	57,049.60	28,524.80
20	340,000	11,330	330,000	~ 350,000	60,615.20	30,307.60
21	360,000	12,000	350,000	~ 370,000	64,180.80	32,090.40
22	380,000	12,670	370,000	~ 395,000	67,746.40	33,873.20
23	410,000	13,670	395,000	~ 425,000	73,094.80	36,547.40
24	440,000	14,670	425,000	~ 455,000	78,443.20	39,221.60
25	470,000	15,670	455,000	~ 485,000	83,791.60	41,895.80
26	500,000	16,670	485,000	~ 515,000	89,140.00	44,570.00
27	530,000	17,670	515,000	~ 545,000	94,488.40	47,244.20
28	560,000	18,670	545,000	~ 575,000	99,836.80	49,918.40
29	590,000	19,670	575,000	~ 605,000	105,185.20	52,592.60
30	620,000	20,670	605,000	~	110,533.60	55,266.80

実際に給与から控除するタイミングは、事業者によって異なります。また9月分は、社会保険の算定基礎により決定(定時決定)された、健康保険料および厚生年金保険料の標準報酬月額を変更する時期でもありますので、いつ支払う給与から変更後となるのか確認した上で、標準報酬月額や保険料率の変更を行い、従業員へ通知しましょう。

社会保険料に関しては先日、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律が成立し、平成28年4月より健康保険の標準報酬月額の上限額が121万円から139万円へ引き上げられることになりました。また、標準賞与も年間上限額540万円から573万円に引き上げられることになっています。これにより、高額所得者を中心に更に社会保険料の負担が重くなります。

都道府県別の新設事業所数と 廃業事業所数

ここでは6月末に発表された総務省の「平成26年経済センサス基礎調査（速報）」（※）から、都道府県別に民営事業所の新設事業所数と廃業事業所数（以下、単に新設事業所数、廃業事業所数という）をご紹介します。

■ 新設は58万、廃業は92万

26年調査時点の全国の新設事業所数は、578,947事業所でした。この数は全国の民営事業所全体の10%程度に当たります。24年時点の全国の新設事業所数は442,562事業所で、新設事業所自体は14万ほど増加しました。

一方、26年の全国の廃業事業所数は915,319事業所でした。24年の廃業事業所数（21年の調査時点には存在したものの、24年の調査時点では把握されなかった事業所）は1,118,443事業所なので、今回は20万ほど廃業事業所が減ったこととなります。

■ 新設も廃業も東京都が最多

都道府県別にみると、新設、廃業ともに、東京都の事業所数が最も多くなっています。どちらも10万を超えています。次いで大阪府や神奈川県、愛知県なども新設、廃業ともに事業所数が多くなっています。これらの地域は市場が大きく新規開業には適している一方で、競争も多いことから、新設・廃業ともに多くなっているものと思われます。

今回はすべての都道府県で廃業事業所のほうが多くなりましたが、次回は新設事業所数が多くなることを期待したいです。

都道府県別新設事業所数と廃業事業所数（単位：事業所）

	新設事業所数	廃業事業所数		新設事業所数	廃業事業所数
全国	578,947	915,319	三重県	6,705	10,634
北海道	24,808	39,064	滋賀県	5,237	8,130
青森県	4,586	8,558	京都府	11,830	20,211
岩手県	5,570	7,781	大阪府	51,791	82,163
宮城県	12,407	14,578	兵庫県	23,894	37,420
秋田県	3,632	7,103	奈良県	4,777	7,352
山形県	3,823	7,116	和歌山県	3,415	7,247
福島県	7,295	11,190	鳥取県	2,227	4,083
茨城県	9,379	16,379	島根県	2,592	5,277
栃木県	7,161	12,909	岡山県	7,428	12,190
群馬県	6,953	13,511	広島県	12,716	20,484
埼玉県	25,520	40,083	山口県	5,205	9,927
千葉県	21,548	30,611	徳島県	3,164	5,483
東京都	101,567	143,968	香川県	4,114	6,982
神奈川県	38,089	53,283	愛媛県	5,138	9,423
新潟県	8,147	15,813	高知県	2,839	5,456
富山県	3,741	7,336	福岡県	25,893	37,791
石川県	4,854	9,221	佐賀県	3,312	5,371
福井県	2,986	5,722	長崎県	4,961	9,034
山梨県	3,163	6,159	熊本県	7,316	12,000
長野県	8,485	14,996	大分県	4,737	8,532
岐阜県	7,456	14,172	宮崎県	4,780	7,788
静岡県	14,972	27,544	鹿児島県	6,983	11,517
愛知県	32,975	51,777	沖縄県	8,776	11,950

総務省統計局「平成26年経済センサス - 基礎調査（速報）調査の結果」より作成

（※）総務省統計局「平成26年経済センサス - 基礎調査（速報）調査の結果」

一部地域と業種を除くすべての産業分野の事業所を対象に、平成26年に行われた調査です。新設事業所とは、平成24年の経済センサス活動調査後に開設された民営事業所をいい、廃業事業所とは、24年の調査時点には存在したものの、26年の調査時点では把握されなかった民営事業所をいいます。詳細は総務省統計局の次のURLのページから確認できます。

<http://www.stat.go.jp/data/e-census/2014/kekka.htm>

業種別インターネット広告の実施状況

インターネット広告の行っている企業がどのくらいあるか、ご存じですか。ここでは今年7月に発表された調査結果（※）から、企業のインターネット広告（以下、ネット広告という）の実施状況に関するデータをみていきます。

ネット広告実施企業は25%程度

上記調査結果から企業のネット広告の実施状況を業種別にまとめると、【表1】の通りです。ネット広告を実施しているのは全体の25.1%という結果になりました。

業種別にみると、金融・保険業の実施割合が56.5%で最も高くなりました。次いで、不動産業が45.5%と高い割合になっています。

【表1】インターネット広告の実施状況（単位：％）

	実施している	行っていない	無回答
全体	25.1	72.0	2.9
建設業	18.3	79.7	2.0
製造業	16.2	80.6	3.3
運輸業	16.1	81.8	2.1
卸売・小売業	36.0	61.8	2.2
金融・保険業	56.5	41.9	1.6
不動産業	45.5	51.9	2.6
サービス業、その他	27.9	68.7	3.5

総務省「平成26年通信利用動向調査（企業編）」より作成

ネット広告を実施する理由

次にネット広告を実施している理由をみると、「広範囲に情報発信ができる」という割合が最も高く、全体の70%を占めました。次いで、「広告費が安い」が30%程度となっています。広く安く情報発信できることがネット広告の魅力のようです。

広告の種類ではバナー広告が一番

実施しているネット広告の種類を業種別にまとめると、【表2】の通りです。全体ではバナー広告の割合が最も高く、次いでメールマガジン、テキスト広告の順になっています。

業種別では、卸売・小売業でメールマガジンが最も高くなった以外は、バナー広告の割合が最も高くなっています。

【表2】実施しているインターネット広告の種類（複数回答、単位：％）

	テキスト広告	バナー広告	リスティング広告	アフィリエイト	スポンサーシップ	検索連動型広告	コンテンツ連動型	メールマガジン	ドメイン広告	DM広告	ビクター広告	コンテンツ型広告	メール型広告	ネット広告	その他
全体	26.4	49.6	9.9	8.0	16.9	6.5	36.0	12.7	5.4	4.9	7.5	13.3			
建設業	26.4	74.1	11.7	5.1	18.4	11.4	22.5	4.1	3.4	6.2	1.7	7.1			
製造業	22.1	46.4	12.1	9.0	20.6	4.4	32.1	11.0	4.6	3.5	4.1	10.4			
運輸業	24.9	48.5	1.8	7.5	9.5	3.8	4.9	3.6	2.0	3.3	5.5	24.1			
卸売・小売業	23.7	41.7	7.4	7.9	8.5	2.5	43.5	15.9	4.5	5.8	9.1	14.4			
金融・保険業	50.8	79.1	19.3	12.7	33.1	22.4	38.3	33.3	8.4	7.4	13.1	7.4			
不動産業	33.7	63.9	9.7	7.2	39.9	17.6	50.2	24.4	11.5	7.9	16.3	6.8			
サービス業、その他	28.8	52.7	11.4	7.7	20.2	8.9	37.5	11.4	6.6	4.6	7.9	13.4			

総務省「平成26年通信利用動向調査（企業編）」より作成

現状では、ネット広告を行う企業の割合は決して高いとはいえない状況です。これからネット広告を活用する企業は、自社の目的とする効果と費用、広告の種類などをよく検討してから行うことが重要です。

（※）総務省「平成26年通信利用動向調査（企業編）」

常用雇用者数100人以上の企業を対象に5140企業を抽出して行われ、平成27年7月に発表された調査です。有効回収率は58.9%となっています。広告ごとの説明など詳細は次のURLから確認できます。

<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2015年10月

お仕事備忘録

1. マイナンバーの通知が10月から始まります
2. 年末にかけての資金繰り計画
3. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）
4. 労働者死傷病（軽度）報告提出
5. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除
6. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります
7. 歳暮・年賀状の準備開始

1. マイナンバーの通知が10月から始まります

平成27年10月以降、市区町村から原則として住民票に登録されている住所宛に、住民票を有する国民一人一人（中長期在留者や特別永住者などの外国人の方等を含む）に12桁のマイナンバー（個人番号）が通知されます。従業員への通知をしておきましょう。

2. 年末にかけての資金繰り計画

年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか？下期の資金計画をたてましょう。

資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払などの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

3. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

4. 労働者死傷病（軽度）報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。

今月は7月から9月分の報告となります。

また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

5. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

また、平成27年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定されていますので、新しい保険料額表をご確認ください。

6. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

7. 歳暮・年賀状の準備開始

10月は年末年始のご挨拶の準備に取り掛かる時期です。

昨年の実績、今年の中元の発送先を洗い出し、どこへ歳暮を贈るのか、住所やあて先の氏名、役職名の変更はないのかなど、担当者等と連絡を取り合って確認をします。

また例年、11月頃にはお年玉つき年賀はがきが発売されます。必要枚数を確認すると同時に、今年の実績をまとめ、来年も発送するのか、喪中先はないのかなどのチェックもはじめましょう。

歳暮・年賀状とも同時進行でいかなければならないため、少しでも余裕をもてるよう、この時期からはじめるのが得策です。



2015.10

10月は、年の終盤です。やり残しがないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。



日	曜日	六曜	項目
1	木	友引	<ul style="list-style-type: none"> ●全国労働衛生週間（～7日（水）まで） ●大学生への採用内定の通知開始 ●高齢者雇用支援月間
2	金	先負	
3	土	仏滅	
4	日	大安	
5	月	赤口	
6	火	先勝	
7	水	友引	
8	木	先負	寒露
9	金	仏滅	
10	土	大安	
11	日	赤口	
12	月	先勝	体育の日
13	火	先負	<ul style="list-style-type: none"> ●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（9月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
14	水	仏滅	
15	木	大安	
16	金	赤口	
17	土	先勝	
18	日	友引	
19	月	先負	
20	火	仏滅	
21	水	大安	
22	木	赤口	
23	金	先勝	
24	土	友引	霜降
25	日	先負	
26	月	仏滅	
27	火	大安	
28	水	赤口	
29	木	先勝	
30	金	友引	
31	土	先負	<ul style="list-style-type: none"> ●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分）※11月2日まで ●労働保険料の納付（第2期分）※口座振替を利用しない場合・11月2日まで ●労働者死傷病（軽度）報告提出（休業日数1～3日の労災事故[7月～9月]について報告）※11月2日まで ●個人の県民税・市町村民税の納付（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで